

国 地 契 第 3 0 号
国 官 技 第 5 7 号
国 営 計 第 4 5 号
平成 1 5 年 5 月 2 6 日

総務部長 殿
各地方整備局 企画部長 殿
営繕部長 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 地 方 課 長
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について

今般、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に単体有資格業者等の参加を認めるものとし、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について（平成15年5月26日付け国地契第29号）を発出したところであるが、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号。以下「通達」と言う。）の運用については下記によることとするので、遺憾なきよう措置されたい。

「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成11年10月20日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第170号、建設省営計発第136号）は廃止する。

なお、大規模かつ技術的難易度の高い工事については、特定建設工事共同企業体、単体有資格業者等を問わず、同種の工事の施工実績等の競争参加資格について、確実かつ円滑な施工が確保されるよう、慎重に確認を行うこと。

記

1. 単体有資格業者等の競争参加資格要件

単体有資格業者等に求める経営事項評価点数、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とする。

2. 単体有資格業者等の参加を認める工事

通達記第1.1.(3)については、別途通知するまでの間、通達記第1.1.(1)に規定する工事であって「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）中の「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）中の「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」に準拠して算定される技術的難易度がⅣ、Ⅴ又はⅥであるものを除き、通達記1.1.(3)に規定する工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる単体有資格業者等があるときに該当するとして運用することとする。

附則

本通達は、平成15年6月9日以降入札公告を行う工事より適用する。